

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(省エネ家電等マーケットモデル事業)

公募要領

【第三次公募】

平成29年8月

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）（以下「本補助金」という。）の交付決定を受け、統一省エネルギーラベル5つ星の家電製品等（以下「5つ星省エネ家電等」という。）への買換えを対象とした買換え促進支援を行うことにより、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取組みの1つである省エネ家電への買換えを消費者に促し、民生部門のCO₂排出削減を促進させることを目的とした支援事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金は国庫補助金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。
- 2 機構から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 5 補助金の応募ができる者は、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であることとします。

目 次

頁

1. 事業の目的と補助事業の内容について	1
(1) 事業の目的	1
(2) 補助事業の内容	1
(3) 補助金の応募申請者	1
(4) 補助事業の要件	2
(5) 補助対象経費	3
(6) 補助金の交付額	3
(7) 補助事業の対象期間	4
2. 応募手続について	5
(1) 応募書類	5
(2) 受付期間	5
(3) 提出部数	5
(4) 応募書類の管理	5
(5) 提出先	5
(6) 問い合わせ	5
3. 補助金の交付方法等について	7
(1) 補助事業者の選定方法	7
(2) 審査結果の通知	7
(3) 交付申請	7
(4) 交付決定	7
(5) 補助事業の開始	8
(6) 補助事業の計画変更	8
(7) 完了実績報告及び補助金額の確定	8
(8) 補助金の支払	9
(9) 不正に対する交付決定の取消し等	9
4. 留意事項等について	10
別表第1 補助対象経費及び交付額の算定方法	12
別表第2 業務費の内容	16
様式1	17
別紙1 省エネ家電等マーケットモデル事業実施計画書	18
別紙2 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳	21
別添1 平成28年10月2日～平成29年1月末の「エアコン」の販売一覧	24
別添2 平成28年10月2日～平成29年1月末の「冷蔵庫」の販売一覧	24
別添3 暴力団排除に関する誓約事項	25
別添4 家電リサイクル券の注意点	26

1. 事業の目的と補助事業の内容について

(1) 事業の目的

本事業は、統一省エネルギーラベル5つ星の家電製品等への買換えを対象とした買換え促進支援を行うことにより、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取組みの1つである省エネ家電への買換えを消費者に促し、民生部門のCO2排出削減を促進させることを目的としています。

(2) 補助事業の内容

補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）内容は、以下のとおりとします。

一 5つ星省エネ家電を対象とした買換え促進事業

統一省エネルギーラベル5つ星のエアコン及び冷蔵庫（以下「5つ星省エネ家電」という。）への買換え（廃エアコン、廃冷蔵庫が特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に則りリサイクルされるものに限る。）を促進する事業

二 中小小売店（中小企業基本法に該当する中小小売店（以下「中小小売店」という。））が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換え促進事業

5つ星省エネ家電への買換えと一体的に行われるLED照明器具（LEDシーリングライト及び工事が伴うLED照明を対象とする。以下同じ。）への買換えを促進する事業

三 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業

インターネット上の通信販売において5つ星省エネ家電等及びLED照明器具の販売促進を行うための特設サイトを開設し、一または一及び二の両方を行う事業

(3) 補助金の応募申請者

次に掲げる事業者は本事業の補助金の交付を申請できます（以下「補助事業者」という。）。

一 5つ星省エネ家電を対象とした買換え促進事業

民間企業

① 家電を販売する小売業者

実店舗販売またはインターネット通信販売、もしくはその両方を行う法人及び個人事業主

② 家電を販売する店舗が出店しているインターネット・ショッピングモール事業者

二 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換え促進事業

民間企業

家電を販売する小売業者のうち、中小小売店

三 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業

民間企業

一の「5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業」又は一及び二の「中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業」の両方を行う事業と合わせて行う事業者に限ります。

(4) 補助事業の要件

一 本補助金の応募にあたっては、本公募要領1.(3)一の事業又は(3)の一と二の両方の事業もしくは(3)の三の事業のいずれかを実施することに加えて必要な要件は、以下のとおりです。

また、以下「対象期間」とは、本年10月2日から翌年1月末とします。

ア 補助金の応募申請者は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」に賛同してください。

イ 補助事業実施後に平成29年度対象期間の5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）及びエアコン全体、冷蔵庫全体の販売台数、販売記録を提出できることをお約束ください。

ウ 対象期間と同期間の平成28年度の販売実績（平成28年10月2日から平成29年1月末までの間の5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）の販売台数と同期間のエアコン全体、冷蔵庫全体の販売台数）を提出してください。なお、中小小売店において、5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）の販売台数が実績によりがたい場合は、エアコン全体、冷蔵庫全体の販売台数にエアコン18%、冷蔵庫8%の比率をかけて販売台数を算出してください。

エ 家電リサイクル法を遵守してください。

二 本公募要領1.(3)二の応募にあたって必要な要件は、以下のとおりです。

ア 公募要領1.(3)一の事業と合わせて実施してください。

イ 平成29年度対象期間に5つ星省エネ家電と組み合わせてLED照明器具を販売した場合の販売台数、販売記録を提出できることをお約束ください。

三 本公募要領1.(3)三の応募にあたって必要な要件は、以下のとおりです。

ア 公募要領1.(3)一の事業又は(3)の一と二の両方の事業と合わせて実施してください。

イ アの実施と共に事業者のインターネット通信販売サイトに「COOL CHOICE」を訴求し5つ星省エネ家電等及びLED照明器具の販売促進を行うため以下の機能を備えた「COOL CHOICE」特設サイトを新たに構築してください。

i 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」の活用により、省エネルギー性能の高い機器への買換促進を図ること。

ii 「COOL CHOICE」の賛同を促すこと。

ウ 上記インターネット通販サイトの運用を3年以上見込んでいる場合に限りま。

(5) 補助対象経費

事業に要する経費は、別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

また、インターネット・ショッピングモールに出店している補助事業者（A）で、その出店先であるインターネット・ショッピングモール事業者（B）が本補助事業を行う場合は、A事業者の出店販売分を、A事業者の補助申請とB事業者の補助申請の両方で二重に補助対象とすることはできません。B事業者の補助申請として計上することが原則となります。

(6) 補助金の交付額

別表第1の第6欄に定める「交付額の算定方法」で算出された額になりますが、応募時の申請額の計算式は以下のとおりです。

また、この補助金の一事業者あたりの交付額は、各事業の合計額が5,000万円を超える場合は、5,000万円とします。なお、別表第1③に定める「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業（自社のインターネット通信販売サイトに、特設サイトを付加する経費に限ります。）については1,000万円を上限額とします。

計算式【応募時に記載する補助金所要額】

一 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

① 平成28年10月2日から平成29年1月末の間の5つ星エアコン、冷蔵庫の販売構成比率（％）

（小数第2位切り上げ）

- ・[同期間の5つ星エアコン販売台数] ÷ [同期間のエアコン全体の販売台数]
- ・[同期間の5つ星冷蔵庫販売台数] ÷ [同期間の冷蔵庫全体の販売台数]

中小小売店において、5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）の販売台数が実績によりがたい場合は、エアコン18%、冷蔵庫8%としてください。

② 平成29年度対象期間の販売数量基準値

- ・中小小売店以外は、[①の構成比率（％）] × [1.15]（小数第2位切り上げ）
- ・中小小売店は、[①の構成比率（％）] × [1.07]（小数第2位切り上げ）

実績によりがたい中小小売店は、エアコン19.3%、冷蔵庫8.6%としてください。

③ 平成29年度対象期間の販売数量目標値

- ・事業者のノウハウや販売戦略から②を上回る販売数量目標値を、5つ星エアコン、冷蔵庫の販売構成比率で設定してください。（小数第1位まで）

④ 平成29年度対象期間の補助金所要額

- ・エアコン [(③販売数量目標値 - ②販売数量基準値) × (平成28年10月2日から平成29年1月末のエアコン全体販売台数)] × 1,000円]

・冷蔵庫 [(③販売数量目標値) - (②販売数量基準値) × (平成 28 年 10 月 2 日
から平成 29 年 1 月末の冷蔵庫全体販売台数)] × 2,500 円]

※ ④[]の計算式は小数点第 1 位を切り捨ててください。

二 中小小売店が実施する 5 つ星省エネ家電と組み合わせた LED 照明器具買換促進事業

① 平成 29 年度対象期間の 5 つ星想定販売数量目標値

ア) エアコン・冷蔵庫の平成 29 年度対象期間の 5 つ星想定販売台数

・エアコン：一の④の[]計算式で計算される 5 つ星エアコン台数 (A)

・冷蔵庫：一の④の[]計算式で計算される 5 つ星冷蔵庫台数 (B)

イ) ア) の 5 つ星エアコンまたは 5 つ星冷蔵庫、もしくはその両方と LED 照明器具
を組み合わせ販売する LED 照明器具の目標台数 (販売数量目標)

・エアコン、冷蔵庫と組み合わせ販売できる見込み台数を、ア) の A、B や
事業者のノウハウ、販売戦略から設定して下さい。(C)

② 平成 29 年度対象期間の補助金所要額

・ [LED 照明器具：C (台)] × [200 円]

注： 補助金応募申請者の応募内容・申請額を審査した後、事業の採択可否及び予算の範囲内
における補助金の申請可能額をお知らせします (補助事業採択通知)。

上記に基づき、事業開始前に交付申請及び交付決定手続きを行い、事業を開始します。

その後、補助事業実施後に、各事業者から 5 つ星エアコン、冷蔵庫の販売実績を提出い
ただき、こちらに基づき交付決定額の範囲内で補助金の支払額を確定します (交付確定額
の決定)。

(7) 補助事業の対象期間

補助事業の対象期間は、交付決定日から平成 30 年 1 月末日までとします。

2. 応募手続について

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

(様式1)	応募申請書	1部
(〃別紙1)	実施計画書	1部
	家電リサイクル料金表のコピー又は写真	1部
(〃別紙2)	省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳	1部
(〃別添1)	平成28年10月2日～平成29年1月末の「エアコン」の販売一覧	1部
(〃別添2)	平成28年10月2日～平成29年1月末の「冷蔵庫」の販売一覧	1部
(〃別添3)	暴力団排除に関する誓約事項	1部

※上記の書類を機構のウェブサイトからダウンロードして作成するようお願いします。

URL : http://www.eic.or.jp/eic/topics/2017/0801_kd.html

(2) 受付期間

平成29年8月1日(火)から平成29年9月19日(火)17時締切(郵送の場合は、当日消印有効)

(3) 提出部数

(1)の書類(紙)を1部、当該書類の電子データを保存した電子媒体(DVD等)1部【電子媒体については、作製が困難な場合は省略可】を提出してください(電子媒体には、事業実施の団体名を必ず記載してください)。

また、提出された応募書類は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

(4) 応募書類の管理

ご提出いただいた事業計画書については、厳重に管理し、公募審査及び補助金交付確認行為または会計検査等監査以外に利用することはありません。

(5) 提出先

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町38 鳥本鋼業ビル3階 事業部事業第3課 宛

※宛名面に赤字で「省エネ家電等マーケットモデル事業関係書類」と記入してください

TEL : 03-6821-7210 FAX : 03-5209-7105

(6) 問い合わせ

公募への応募等に関して質問等ある場合は、件名を「省エネ家電等マーケットモデル事業に関する問い合わせ」とし、以下のメールアドレスまで電子メールで送ってください。

問合せ可能期間：平成 29 年 8 月 1 日（火）から 9 月 19 日（火）

メールアドレス：market@jigyo.eic.or.jp

3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法

応募者より提出された実施計画書等をもとに、機構に設置する外部有識者からなる審査委員会による審査を経て、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

審査基準は審査委員会にて決定されますが、以下の「審査ポイント」に示す項目が重要だと考えています。

【審査のポイント】

- 一 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業
 - ア 積極的な5つ星エアコン、冷蔵庫への買換促進が計画されていること。
 - イ 家電リサイクル法上の義務の履行体制が整っていること。

- 二 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業
 - ア 5つ星省エネ家電とLED照明器具を組み合わせた積極的な販売促進が計画されていること。

- 三 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業
 - ア 「COOL CHOICE」の趣旨を踏まえた事業者のインターネット通販サイトにおける積極的な5つ星省エネ家電等の買換促進及びLED照明器具の販売促進が計画されていること。
 - イ セキュリティ対策を実施していること。
 - ウ 省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」の活用により、省エネルギー性能の高い機器への買換促進が計画されていること。
 - エ 閲覧者や購入者に「COOL CHOICE」への賛同を促す計画になっていること。

(2) 審査結果の通知

結果は、平成29年9月下旬を予定しています。結果は全ての応募申請者に対して通知します。

(3) 交付申請

採択の通知を受け選定された補助事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付規程を参照願います。)

(4) 交付決定

機構は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の実施計画が定まっており、1.(7)の実施期間に確実に行われる見

込みであること。

- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む。）の対象経費を含まないこと。
- ウ 申請書の記載事項が採択された事業内容と合致していること。
- エ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(5) 補助事業の開始

補助事業者は、機構からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっての原則は、以下のとおりです。なお、委託等が想定されるのは、本公募要領1.(3)三の「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業です。

- ア 契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。
- イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって契約の相手方を決定すること。
- ウ 1.(7)の実施期間内に行われた委託等に対して当該期間中に対価の支払及び精算が行われること（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に支払に関する証拠書類を機構に提出することとする。）。

(6) 補助事業の計画変更

補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、必要に応じて計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければなりません。なお、当該承認に際しては、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。

なお、計画変更申請が必要となる場合は以下のとおりです。

補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
- ・事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(7) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は事業実施年度の2月9日のいずれか早い日までに完了実績報告書を機構に提出していただきます。

機構は、補助事業者から上記完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

補助金交付額の計算は、別表第1の第6欄に定める方法によりますが、ポイントは次のとお

りです。

一 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

① 平成 29 年度対象期間の 5 つ星エアコン、冷蔵庫の販売構成比率

対象期間の 5 つ星エアコン、冷蔵庫販売台数及びエアコン、冷蔵庫全体の販売台数から計算。

② 平成 29 年度対象期間の 5 つ星エアコン、冷蔵庫の販売増加台数

[(平成 29 年度対象期間 5 つ星エアコン販売構成比率－平成 29 年度対象期間の 5 つ星エアコン販売数量基準値) ×平成 29 年度対象期間の 5 つ星エアコンの販売数量実績]

※冷蔵庫についても同様に計算。

③ 補助金交付額

[②の台数のうち家電リサイクル法に則った引き渡しが確認された台数] ×
[エアコン : 1,000 円、冷蔵庫 : 2,500 円]

二 中小小売店が実施する 5 つ星省エネ家電と組み合わせた LED 照明器具買換促進事業

[5 つ星エアコン又は冷蔵庫の買換えと組み合わせて販売したことが確認された LED 証明器具台数] × 200 円

(8) 補助金の支払

補助事業者には、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。機構は、その内容を確認した上、適当と判断した場合は補助金を支払うこととなりますが、交付決定額以上の経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費をお支払いすることはできませんので注意してください。

(9) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

4. 留意事項等について

(1) 補助金の執行に当たっては、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）のほか、機構が別途作成する交付規程等の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、是正指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがあります。

(2) 原則として補助金で財産（物品等）を取得することはできません。本事業でこうした取得が想定されるのは、本公募要領 1.（3）三の「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業と考えられますのでご注意ください。

(3) 補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等の経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(4) 5つ星省エネ家電の買換えに際して、買換え前の家電を特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づいて適正に処理されたものが補助の対象になります。処分した家電の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券：小売業者回付用）の写し、又は家電リサイクル券センター公式サイト取扱店システムにより事業者が抽出・印刷可能な引取券照会一覧を完了実績報告書に添付する必要があります。

(5) 事業者においては、家電リサイクル法第 9 条の引取義務及び第 10 条の引渡義務を履行できる体制が整っていること及び家電リサイクル法第 13 条の収集運搬料金の設定・公表義務を履行している必要があります。なお、引取義務及び引渡義務を自社以外で実施するには、産業廃棄物収集運搬許可業者又は一般廃棄物収集運搬許可業者への委託が必要となります。

(6) 5つ星省エネ家電と LED 照明器具を組み合わせた買換え促進事業については、完了実績報告書に証明可能な販売記録（証明が可能な売上傳票または納品書等の写し）の添付が必要となります。

(7) 上記の他、必要な事項は交付規程等に定めていますので、これを参照してください。

(8) 事業実施に当たっては、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)にご賛同いただくとともに、COOL CHOICE 公式サイトから無料でダウンロードが可能なポスターやチラシ等の啓発ツールを活用し、売り場等における「COOL CHOICE」ロゴマークの露出にご協力いただきます。

※COOL CHOICE 公式サイトでご賛同いただけますと啓発ツールがダウンロードできるようになります。

[\(http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/\)](http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/)

別表第1 補助対象経費及び交付額の算定方法

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	6 交付額の算定方法
省エネ家電等マーケットモデル事業	① 5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）を対象とした買換促進事業	① 5つ星省エネ家電（エアコン、冷蔵庫）に対して機構が定める経費	機構が必要と認めた額	定額	<p>① 【交付申請額算定方法】</p> <p>ア 平成28年度対象期間における5つ星省エネ家電の販売台数及び同対象期間における当該家電の販売台数より、同対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率（実績によりがたい場合は、エアコンは18%、冷蔵庫は8%）を算出する。</p> <p>なお、5つ星省エネ家電販売構成比率については、小数第2位を切り上げるものとする。以下同じ。</p> <p>イ アで算出した平成28年度対象期間の5つ星省エネ家電販売構成比率に基づき、機構が定める数値（中小小売店は1.07、その他は1.15）を乗じた平成29年度の販売数量基準値を算出する。</p> <p>なお、販売数量基準値については、小数第2位を切り上げるものとする。</p> <p>ウ イで算出した平成29年度の販売数量基準値に対して、当該年度対象期間における販売数量目標値を算出する。</p> <p>なお、販売数量目標値については小数点第1位までとする。</p> <p>エ ウで算出した販売数量目標値からイで算出した販売数量基準値を差し引いた数値に対して、平成28年度対象期間の家電の販売台数を乗じて得た平成29</p>

				<p>年度の5つ星省エネ家電販売増加想定台数を算出し、エアコン1台あたり1,000円、冷蔵庫1台あたり2,500円をそれぞれ乗じて得た額を算出する。</p> <p>なお、算出した5つ星省エネ家電販売増加想定台数については、小数第1位を切り捨てるものとする。</p> <p>オ エで算出した補助対象経費と第4欄に掲げる基準額と比較して少ない方の額に、第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付申請額とする。</p> <p>【交付確定額算定方法】</p> <p>ア 平成29年度対象期間における5つ星省エネ家電の販売台数及び同対象期間における当該家電の販売台数より、同対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率を算出する。</p> <p>イ アで算出した平成29年度対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率から販売数量基準値を差し引いた数値に対して、平成29年度対象期間の販売台数を乗じて得た当該年度の5つ星省エネ家電販売増加台数を算出する。</p> <p>なお、算出した5つ星省エネ家電販売増加台数については、小数第1位を切り捨てるものとする。</p> <p>ウ イで算出した平成29年度の5つ星省エネ家電販売増</p>
--	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

					<p>加台数のうち、買換えが確認された台数を算出する。</p> <p>エ ウで算出した平成 29 年度の 5 つ星省エネ家電買換確認台数にエアコン 1 台あたり 1,000 円、冷蔵庫 1 台あたり 2,500 円をそれぞれ乗じて得た額を算出する。</p> <p>オ エで算出した補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額に、第 5 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p>
② 中小小売店が実施する 5 つ星省エネ家電と組み合わせた LED 照明器具買換促進事業	②LED 照明器具に対して機構が定める経費	機構が必要と認めた額	定額	② ①の事業を実施する場合であって、中小小売店が平成 29 年度の対象期間に 5 つ星省エネ家電と組み合わせて販売した LED 照明器具の販売台数に 200 円を乗じた額を交付額とする。	
③ 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業	③ 事業（インターネット通信販売サイトに「COOL CHOICE」を訴求し 5 つ星省エネ家電等及び LED 照明器具の販売促進を行う場合であって、省エネ製品買換ナビゲーション	機構が必要と認めた額	定額 (上限 1,000 万円)	③ ①又は①及び②の両方の事業を実施する場合であって、平成 29 年度対象期間における 5 つ星省エネ家電販売構成比率が販売数量基準値を超過した場合に限り対象とする。	
				<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額と</p>	

		<p> ヨソ「しんきゆうさん」の活用による省エネルギー性能の高い機器への買換促進や国民運動「COOL CHOICE」の賛同を促すことを目的として「COOL CHOICE」特設サイトを新たに構築する事業) </p> <p> を行うために必要な業務費(賃金、共済費、通信運搬費、手数料、委託料、雑役務費、使用料及び賃借料及び消耗品費※詳細は別表第2のとおり)並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費 </p>		<p> を比較して少ない方の額を選定する。 </p> <p> ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 </p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 業務費の内容

1 費目	2 細分	3 内容
業 務 費	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費 (社会保険料)	事業を行うために必要な労務者に対する共済組合(社会保険料)負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
	使用料及び 賃借料	事業を行うために必要な会場使用料や機器のレンタル費用等をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

様式 1

平成 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 29 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業)【第三次公募】応募申請書

標記について、以下の必要書類を添えて申請します。

記

1. 別紙 1 実施計画書
2. 家電リサイクル料金表のコピー又は写真
3. 別紙 2 経費内訳
4. 別添 1 平成 28 年 10 月 2 日～平成 29 年 1 月末のエアコンの販売一覧
5. 別添 2 平成 28 年 10 月 2 日～平成 29 年 1 月末の冷蔵庫の販売一覧
6. 別添 3 暴力団排除に関する誓約事項

別紙1

省エネ家電等マーケットモデル事業実施計画書

事業実施の団体名					
事業者区分	<input type="checkbox"/> 中小小売店 <input type="checkbox"/> インターネット・ショッピングモール事業者 <input type="checkbox"/> その他				
資本金	円	従業員・職員数	名		
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名		備考	
電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス

< 1. 事業の内容 >

○ 国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択) 賛同の有無

※該当する方に○をすること
有り/無し

① 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

ア 事業の概要 (5つ星省エネ家電への買換促進計画)

イ 販売数量基準値、販売数量目標値及び補助金所要額

※別紙2を参照し、記載すること。

【エアコン】

販売数量基準値 (%)
販売数量目標値 (%)
補助金所要額 (円)

※別添1 平成28年10月2日～平成29年1月末の「エアコン」の販売一覧を添付すること。

【冷蔵庫】

販売数量基準値 (%)
販売数量目標値 (%)
補助金所要額 (円)

※別添2 平成28年10月2日～平成29年1月末の「冷蔵庫」の販売一覧を添付すること。

ウ 家電リサイクル法の遵守状況・体制

・家電リサイクル法第9条の引取義務及び第10条の引渡義務の履行体制の有無

※該当する方に○をすること
有り/無し

・家電リサイクル法第13条の収集運搬料金の公表

A ウェブサイトに掲載している場合 (レ点チェックを入れる)

※ウェブサイトに掲載している場合は、該当ページのコピーの添付及びURLを記載すること (様式任意)

URL :

B 店頭に掲示等している場合 (レ点チェックを入れる)

※店頭に掲示等している内容をコピーし、添付すること (様式任意)

② 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業
※別紙2を参照し、記載すること。

ア 事業の概要（5つ星省エネ家電とLED照明器具を組み合わせた販売促進計画）

イ 販売数量目標 (台)
補助金所要額 (円)

③ 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業

「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業に応募する （レ点チェックを入れる）
※応募しない場合は、以下のア～エを空欄にすること

ア 「COOL CHOICE」特設サイトの概要

イ 「COOL CHOICE」特設サイトの制作における基本事項

- ・基本構成図（サイトフロー）
- ・制作ページ数
- ・使用するWEBプログラム
- ・動作保証するOSとブラウザ
- ・セキュリティ対策

（別紙添付でも可）

ウ 省エネナビゲーションシステム等の活用について

エ 「COOL CHOICE」賛同を促す方法について

< 2. 事業の実施体制 > 【記入必須】

※補助事業の実施体制について、補助事業者内の事業実施・経理等の体制及び関係者との協力・連携の内容・体制を記入すること（別紙添付でも可）。

< 3. 事業スケジュール > 【記入必須】

※事業の実施スケジュールを記入すること（別紙添付でも可）。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙2 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業に要する経費

・補助金所要額積算資料

<p>【入力手順】</p> <p>※網掛け部分のみ数字を入力すること</p> <p>1. 「事業区分」は該当する区分を選択</p> <p>2. (A)、(B)は前年度の10月2日～1月末の販売台数を記入</p> <p>3. (C)は販売数量目標値を記入</p>

事業区分	
中小小売店：1	その他の事業者：2
インターネット・ショッピングモール事業者：3	1

■エアコン（補助金額 1,000円（1台あたり））

前年度の10月2日～1月末の販売台数		販売構成 比率	販売数量 基準値	販売数量 目標値 (C)	販売数量基準 値を上回った 台数	補助金所要額
5つ星 (A)	全体 (B)					
30	200	15.0%	16.1%	35.0%	37	¥37,000

■冷蔵庫（補助金額 2,500円（1台あたり））

前年度の10月2日～1月末の販売台数		販売構成 比率	販売数量 基準値	販売数量 目標値 (C)	販売数量基準 値を上回った 台数	補助金所要額
5つ星 (A)	全体 (B)					
30	200	15.0%	16.1%	35.0%	37	¥92,500

③「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業に要する経費

※③事業に応募しない場合は、空欄にすること

所要経費	(1) 事業費	(2) 寄付金その他の 収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較 して少ない方の 額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較 して少ない方の 額	(8) 補助金所要額 (7) の額 (上限額 1,000 万円) ※1,000 円未満切り捨て
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例) 業務費 賃金 ・ ・	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	
合 計	円	

注1 「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課 平成28年4月）に基づく証憑書類を添付すること。

注2 消費税及び地方消費税を抜きで計上すること。

省エネ家電等マーケットモデル事業（合計）に要する経費

所要経費	① 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業	円
	② 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業	円
	③ 「COOL CHOICE」特設サイト開設促進事業	円
	合 計（上限額5,000万円）	円

別添1

平成28年10月2日～平成29年1月末の「エアコン」の販売一覧（例）

エアコン							
No.	メーカー	型番	省エネ統一ラベルの5つ星対象製品(※)	製造年式(※)	販売日	納品書または売上傳票等の整理番号(※)	インターネット通販情報
1	〇〇〇	AA-123456	○	2015	2016/10/2	A-123	—
2	〇〇〇	AA-789100	—	2010	2016/12/1	B-456	自社サイト
3	〇〇〇	AA-111213	—	2010	2017/1/1	C-789	B社（モール）
4	〇〇〇	AA-141516	○	2016	2017/1/31	D-012	C社（モール）
...
●							
合計			●台				

※「省エネ統一ラベルの5つ星数対象製品」「製造年式」「納品書または売上傳票等の整理番号」については、中小小売店に限り省略可能【別添1の提出は中小小売店であっても省略不可】。

別添2

平成28年10月2日～平成29年1月末の「冷蔵庫」の販売一覧（例）

冷蔵庫							
No.	メーカー	型番	省エネ統一ラベルの5つ星対象製品(※)	製造年式(※)	販売日	納品書または売上傳票等の整理番号(※)	インターネット通販情報
1	〇〇〇	BB-123456	○	2015	2016/10/2	D-123	—
2	〇〇〇	BB-789100	—	2010	2016/12/1	E-456	自社サイト
3	〇〇〇	BB-111213	—	2010	2017/1/1	F-789	—
4	〇〇〇	BB-141516	○	2016	2017/1/31	G-012	D社（モール）
...
●							
合計			●台				

※「省エネ統一ラベルの5つ星数対象製品」「製造年式」「納品書または売上傳票等の整理番号」については、中小小売店に限り省略可能【別添2の提出は中小小売店であっても省略不可】。

別添3

暴力団排除に関する誓約事項

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、補助事業の実施期間内及び完了後においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、応募申請書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別添4

家電リサイクル券の注意点

家電リサイクル券 (特定家庭用機器廃棄物管理票)

② 小売業者回付

管理票番号: 1234-5678-90123

発行日 (引取日) 西暦: 2005 年 1 月 1 日

排出者 (株) ○○電機

〒 999-9999 000011112222

△△市××-××

電話番号 098-765-4321

排出者名、電話番号は黒塗り

押印されていること

リサイクル券お問合わせ管理票番号

品目: 工機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機

業者名: 東芝、シャープ、ソニー、ダイキン工業、三菱電機、富士通ゼネラル、ソニー(アイワ)、日本ビクター、三洋電機、三菱重工空調システム

引取日 西暦: 年 月 日 押印

1000Aグループ
3000Bグループ
5000C組立法
8000組立法
組立法人: 家電製品協会
家電リサイクル券センター
© 組立法人 家電製品協会 2001

【出典】一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券(②小売業者回付)